

第 37 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 5 年 7 月 27 日（木） 13:30 ～ 15:25

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式併用による開催）

2 出席委員（敬称略、五十音順）

有江力、梅田ゆみ、五箇公一、小西良子、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、
本田卓、水口智江可、美谷島克宏、與語靖洋、天野昭子、上島通浩、栗原秀樹、
小浦道子、増村健一、三浦秀樹、山本幸洋

3 専門参考人（敬称略）

秋森吉樹

4 会議の概要

（1）農薬取締法第 39 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、サッカリンナトリウムを有効成分として含む農薬の登録並びにシクラニリプロールを有効成分として含む農薬及びフラザスルフロンを有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料 3－1）、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取について」（資料 3－2）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料 3－3）に基づき事務局より説明し、関係する部会において審議することについて了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

サッカリンナトリウムについて

（質問）サッカリンナトリウムはすでに食品安全委員会で食品添加物としての評価が終わっているが、食品添加物と農薬の両方の用途で使用する剤の場合に、食品添加物、農薬の順に審議を行うといった順番は決められているのか。

（回答）順番は決まっておらず、サッカリンナトリウムは以前から食品添加物としての利用がなされていたもの。

（質問）サッカリンナトリウムについて、FRAC 分類は未分類となっているが、FRAC でまだ評価されていないということか。

（回答）FRAC はすでに登録のある農薬について評価する機関であるため、サッカリンナトリウムについては今後評価されることになる。

（質問）サッカリンナトリウムについて、名称としてサッカリン等もあり得ると考えるが、食品添加物の名称を用いてサッカリンナトリウムとしているのか。

（回答）作用を有するのはサッカリンであるが、食品添加物として利用されているサッカリンナトリウムについて農薬としての登録の申請があったため、食品添加物と同じ名称となっている。

（質問）申請者が食品添加物と違うものを申請する可能性もあるのか。

(回答) その方が農薬として使用しやすいといった理由で違うものが申請されれば、その可能性もある。

(質問) サッカリンナトリウムについて、農薬として使用する場合と食品添加物として使用する場合は摂取量が異なると考えられるが、摂取量の違いによる問題は生じないのか。

(回答) 農薬としてのサッカリンナトリウムは、これから食品安全委員会が評価する。食品添加物として利用されている成分を農薬として使用する場合、農薬の使用に際しての暴露量と食品添加物の暴露量を比較し評価される。

その他

(質問) シクラニリプロールとフラザスルフロンはラセミ体か。

(回答) 光学異性体のある物質で名称に言及がない場合は、ラセミ体である。

(質問) 複数の製剤がある有効成分もあると思うが、資料3-3の別紙1から3に記載されている農薬一覧において1剤ずつ示されているのはなぜか。

(回答) 新規で登録の申請があった有効成分は、1剤のみの申請であった。既登録の有効成分は複数剤あるが、今回申請を受けているのは記載されている1剤のみである。原体規格の設定後、追って他の剤の申請もあると思われる。

(2) 農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けた、ボーベリア バシアーナ ATCC 74040 を有効成分として含む農薬及びメフェントリフルコナゾールを有効成分として含む農薬の登録に関し、「農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料」(資料4及び資料5)に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

ボーベリア バシアーナ ATCC 7404 について

(質問) 人に対する影響試験の単回経口投与試験及び単回経気道投与試験において、投与後に臓器中に菌が検出されているものの、感染性がないとしているのは、菌が体内で増殖していないからか。

(回答) 生体内で増殖した場合に感染性が認められるとしており、感染はしないが生体内で一定時間生存する場合に生残性が認められるとしている。

(質問) 農薬取締法第4条第1項各号への判断のうち、薬効薬害についてはどう結論されたか。

(回答) 薬効薬害について問題がないと判断している。

(質問) 農薬取締法第4条第1項第8号に関し、施設栽培(閉鎖系)に限定して使用するとされている。適用はいちごの施設栽培であるが、施設栽培は閉鎖系と理解してよいか。

(回答) 公共用水域への流出防止については、施設栽培により対応可能と考える。ミツバチ及び野生ハナバチについては、被害防止方法として閉鎖系施設栽培での使用に限定している。また、受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設では使用を避けることという注意事項を付すこととしている。

(意見) 生物農薬についても、非標的生物への影響について十分な注意喚起をお願い

いしたい。本剤については、被害防止方法を講じ、また、注意事項を付すことで対応すると理解した。

(質問) 資料4-2の表1の使用濃度に 10^7 個/mL とあるが、濃度が高すぎるように思う。これは試験条件ではなく、製剤の濃度ではないか。

(回答) mL は L の誤りであり、訂正する。

(質問) 生物農薬についても、有効成分の名称に含有濃度を付す表記とすべきではないか。

(回答) 御指摘を踏まえ有効成分の濃度を併記するよう修正する。

メフェントリフルコナゾールについて

(質問) 登録には影響しないと考えるが、FRAC 分類が3であるためすでに耐性菌が出現していると思われる。薬効試験において、耐性菌に効果を示さなかったというデータはあったか。

(回答) 資料5-4で示している薬効試験では耐性菌を有しているかまでの試験は行っておらず、他の剤との比較で同等の効果が得られるかという試験をしている。

(質問) 資料5-4の1(1)の表では希釈倍数、使用液量と記載しているが、(2)の表の試験条件では使用濃度と記載しており、表記のルールはあるのか。たとえば、土壌処理する除草剤の場合は使用濃度ではなく面積当たりの使用量が重要。

(回答) 作物に散布する剤の場合は、複数の試験を比較検討しやすいため使用濃度で整理している。除草剤や土壌処理する殺虫剤の場合は、使用量で結果をまとめている。

(3) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けた、ベンスルフロンメチルを有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録のうち、同法第3条第2項第11号に掲げる事項の変更(原体規格の設定)に係る意見の聴取に関する資料」(資料6)に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 農薬原体中のベンスルフロンメチルの分析法としても用いられている CIPAC 法は、どのくらいの数の分析法が登録されているのか。

(回答) 正確な数は把握していないが、CIPAC で分析法を標準化して定めており、ここで登録された分析法は EU、FAO、WHO でも採用されている。また、農薬の品質に係る国際基準を定める JMPIS で用いる分析法も、CIPAC 法である。

(4) 「農薬取締法施行規則」及び「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について

事務局より、「農薬取締法施行規則の一部改正案に関する意見・情報の募集結果について(案)」(資料7)及び「農薬の登録申請において提出すべき資料につい

て」の一部改正案に対する意見・情報の募集結果について（案）」（資料 8）に基づき、パブリックコメントにおいて寄せられた御意見及び御意見に対する考え方について説明。御意見に対する考え方を一部修正した上で、これらの省令及び通知の一部改正に向けて所要の進め方を進めることについて、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）資料 7 の別紙の 2 番目の御意見と資料 8 の別紙の 8 番目の御意見について、回答はほぼ同じだが、それぞれの御意見において生物農薬、天敵農薬、微生物農薬の用語が混在しており、統一した方が分かりやすいのではないかと。

（回答）それぞれの意見・情報の募集に対して頂いた御意見の表現に合わせて、回答中の用語を使い分けることとしている。

（質問）資料 8 の別紙の 7 番目の御意見について、「登録済み農薬に類似したもの」は後発農薬に限らず、既登録の有効成分の混合剤のことを指している可能性も考えられるが、後発農薬について回答したのはなぜか。

（回答）御意見における「市場に出回っていて使われている登録済みの農薬に類似したもの（もしくはその成分の一部を使っている）」を後発農薬と捉えた。混合剤は、登録を受けているメーカーがすでにデータを有しているが、後発農薬の場合は、当該成分を後発農薬として使用したいメーカーがデータを収集する負担を軽減できるため、後発農薬について回答したところ。

（意見）資料 7 の別紙の 2 番目の御意見と資料 8 の別紙の 8 番目の御意見に対する回答について、「このため、現在、農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会等において、審議が進められております」の部分により強調し、御意見に対する取組を明らかにした回答としてはどうか。

（回答）御指摘を踏まえいずれの回答においても文章をより具体化したい。

（５）「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」の改正について

事務局より、「「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」の改正（案）及び「見直し後のガイドラインの適用について（案）」に対する意見・情報の募集結果について（案）」（資料 9－１）、「「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」の改正（案）」（資料 9－２）及び「見直し後のガイドラインの適用について（案）」（資料 9－３）に基づき、パブリックコメントにおいて寄せられた御意見及び御意見に対する考え方について説明。これらの案のとおり、資料 9－２及び資料 9－３を本日付けで農薬分科会決定とすること及びパブリックコメントの結果公示等の所要の進め方を進めることについて、了承された。

委員からの主な意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（意見）資料 9－１の別紙の 2 番目の御意見について、再評価において提出された公表文献等の評価は現在も効率的に行われており、次の 15 年後の再評価でも使えるデータベースになっていると考える。再利用可能なデータとあるが、検索エンジンが高度化していて、広範な文献検索が可能となっている中、御意見にあるようなデータベースを別途作成する必要があるか疑問である。

（回答）エクセルファイルの各列の記載事項を指定することによる提出様式の統一化を提案していると解釈し、回答を作成したところ。

- (意見) 部会等で審議する中で、原著論文を参照しつつ議論することもある。ガイドラインに沿って公表文献を収集、選択して終わりというのではなく、科学的知見の一つとして公表文献を可能な限り活用する姿勢であることを理解していただきたい。
- (意見) 基盤となる共通認識を記載したものが本ガイドラインであると理解することが重要。

(以上)